

## 平成十四年総務省令第八十五号

(情報提供の対象となる法人の範囲)

第二条 令第十三条の当該他の法人として総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条规定する情報提供の対象となる法人の範囲を定める省令  
独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十四年政令第百九十九号）第十一条の規定に基づき、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条规定する情報提供の対象となる法人の範囲を定める省令を次のように定める。

**第一条** 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十四年政令第百九十九号）第十一条の規定に基づき、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条规定する情報提供の対象となる法人の範囲を定める省令を次のように定める。

2 前項に規定する意思決定機関を支配されている会社等とは、次の各号に掲げる会社等をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて独立行政法人等から意思決定機関を支配されていないことが明らかであると認められる他の会社等は、この限りでない。

一 独立行政法人等が他の会社等（民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、有効な支配

従属関係が存在しないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合における当該他の会社等

二 独立行政法人等が、他の会社等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有し、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合における当該他の会社等

イ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を使用すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 役員若しくは使用者である者、又はこれらであつた者で自分が子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して影響を与えることができる者が、当該子会社以外の他の会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

ハ その他子会社以外の他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引がであること。

(4) 子会社以外の他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引がであること。

(5) その他の子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対しても重要な影響を与えることができる事が推測される事実が存在すること。

ハ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を使用すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を使用することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に子会社以外の他の会社等の議決権の百分の二十以上を占めているときであつて、かつ、本号ロの（1）から（5）までに掲げるいずれかの要件に該当する場合

ニ 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び次条第一号ロ（2）において同じ。）を行っていること（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在することして、他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在することとしている議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に子会社等の過半を占めていること。

三 独立行政法人等が、自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を使用する

と認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を使用することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に他の会社等の議決権の過半を占め、かつ、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合における当該他の会社等

この省令は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の施行の日（平成十四年十月一日）から施行する。

附 則 （平成二年一月二八日総務省令第一二八号）

この省令は、公布の日から施行する。